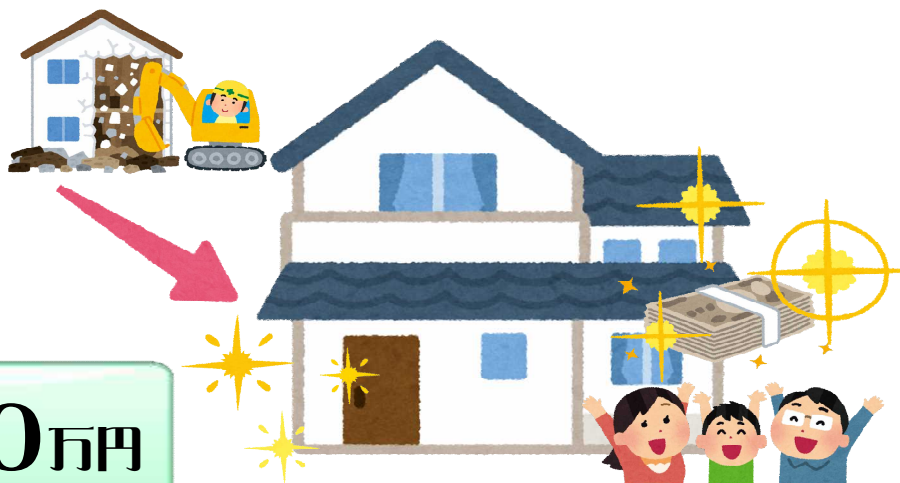


空家を解体して

その跡地に新築住宅を取得した方へ



最大60万円

渋川市空家跡地活用定住者住宅支援事業

空家解体日から前後2年以内の工事請負契約締結により、同地番に新築住宅を取得した若者世帯（40歳未満）に助成金を交付します！

対象条件等

【解体空家】

- ・解体した空家の所有者は、申請者本人又は申請者の直系若しくは3親等以内の親族
- ・渋川市空家解体事業補助金交付確定となった又は市の空家台帳に記載がある若しくは空家であったこと及び空家解体工事完了日の証明ができる



【助成対象者】

- ・空家解体工事完了後の跡地に新築住宅を取得し、転居により居住を開始した個人所有者
- ・申請者（建物所有者）は40歳未満であり、属する世帯員全て40歳未満
- ・渋川市内に2年以上住んでいる
- ・市税を滞納していない



【新築住宅】

- ・玄関、台所、便所、浴室及び居住部分床面積の合計が50㎡以上
- ・空家解体工事の日から前後2年以内に工事請負契約締結により同地番において取得した居住用の新築住宅

【申請】

- ・助成対象新築住宅に転居後及び所有権保存登記後1年以内
- ・助成対象新築住宅取得に対し、市から他の補助金等を受けていない

【助成金の額】 最大60万円



【基本】10万円

【加算】次から最大50万円

- ・若者支援:申請者が30歳未満……………10万円
- ・市内業者利用:建設に係る業者が市内業者……………30万円
- ・過疎地域:市が定める過疎地域(伊香保、小野上、赤城地区)に住宅を取得……………10万円
- ・居住誘導区域:市が指定する居住誘導区域に住宅を取得……………20万円

【お申込開始日】

令和6年4月1日(月)から

*予算額に達した時点で終了となります。



【助成金の制限】

- ・助成対象者につき、1回限りの申請となります。
- ・住宅取得に関する市の他補助金との併給は出来ませんので、ご注意ください。

【申請時の提出書類について】

助成金の交付を受けようとする人は、次の書類を渋川市役所担当課窓口まで提出してください。

- ・新築物件の建物の登記が完了し、転居してからの申請となります。
- ・証明書類は取得から概ね3か月以内のものをご用意ください。

- 1) 助成金交付申請書(様式第1号) <※1>
- 2) 申請者の世帯全員の住民票の写し(続柄有り) →渋川市市民課(又は各行政センター)
- 3) 市税の未納額がないことの証明書(完納証明書)または
賦課されていないことの証明書(非課税証明書) <※2> →渋川市納税課
- 4) 新築住宅に係る・建物の登記事項証明書 <※3> →法務局
 - ・案内図
 - ・平面図
 - ・請負工事契約書の写し
- 5) (共有名義の場合)新築住宅の共有名義者同意書(様式第2号) <※1>
- 6) 空家の解体工事完了証明 <※4>
- 7) その他市長が必要と認める書類

※1 ホームページ、渋川市役所市民協働推進課(本庁舎2階西側)窓口にあります。

※2 自治体により名称が異なります。詳しくは下記問合せ先までお問い合わせください。

※3 所有権保存登記が完了しているものが必要です。

※4 申請先に問合せ下さい。

《 問合せ・申請先 》

渋川市 市民環境部 市民協働推進課 移住定住支援係

電話:0279-22-2401 mail:iju@city.shibukawa.gunma.jp